

電柱共架利用の手引き

2022年12月

(2022年10月1日から2023年3月31日適用)

目次

1. はじめに
2. 本手引きの目的
3. 共架利用いただける電柱
4. 共架申し込み窓口および連絡先
5. ユーポールのご利用について
6. 電柱共架の利用手続き（Web申込フロー）
7. 申し込みに必要な書類
8. 調査（共架可否判定）の申込から提供の可否の回答までの標準的期間
9. 調査（共架可否判定）の申込から設備の使用開始までの標準的期間
10. 電柱の共架利用をお断りする条件
11. 電柱共架の契約期間（貸与期間）
12. 移転費用負担等
13. 共架料（電柱の利用料金）について
14. 共架料金の算出根拠
15. 可否判定費用について
16. 可否判定費用の算出根拠について
17. 共架料金単価等の改定について
18. 改造工事・改造工事費用について
19. 施設工事および保守ルール
20. ケーブルの近接設置等
21. 他者一束化の手続き等
22. 光ファイバを用いた引込線（F T T H）等に係る設備の使用の申込について
23. 電柱番号による所有箇所の判断について
24. 最接近電力設備および離隔距離
25. ユーポール 線設備（通信線）の径間入力時の留意事項について
26. ユーポールの申込電柱における共架取付禁止柱・共架取付警告柱の表示について

別表1. 「共架Webシステム Y u p o l（ユーポール）に関する申込書類等一覧」

電柱共架利用の手引き（W e b 申込）

1. はじめに

中国電力ネットワーク株式会社（以下、「中国NW」という。なお、中国NWから委託される関係会社を含むものとする）の電柱は、電気を安全にお客さまにお届けするために、地域のお客さまや行政のご理解・ご協力を得て建てられています。

また、電柱の役割は電気をお届けするだけでなく、交通信号機、交通標識、通信設備等の電柱への設置（以下、「共架」という。また設置される設備を「共架設備」という。）など、公衆安全や地域生活の一助として様々な目的に利用されております。

共架については、中国NWの電気事業に支障を及ぼさない範囲でご利用いただけますが、所定の手続き（W e b 申込）が必要となります。

2. 本手引きの目的

「電柱共架利用の手引き（以下、「手引き」という。）」[※]は、2022年10月からの中国NWの電柱を利用する共架者さまへのサービスや利便性の向上を目的とした共架W e b システムの運用開始および、共架業務の委託先である株式会社電力サポート中国（以下、「電力S P」という。）の共架受付センターの開設による受付窓口の集中化に合わせ、策定した手引きとなります。

本手引きは、電気通信事業者等（以下、「共架者さま」という。）による線路敷設の円滑化を図ることを目的として、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、共架者さまに中国NWの所有する電柱の一部をご利用いただくための申込手続き・申し込みのポイント等を掲載した標準実施要領となります。

本手引きに記載の無い事項は、ガイドライン・共架契約約款・共架W e b システム「Y u p o l（ユーポール）」（以下、「ユーポール」という。）システム操作マニュアル・各技術基準に準じます。

※W e b 以外の共架申込が必要となるご契約の共架者さまについては本手引きの対象外となりますので、ご注意ください。

本手引きの適用期間は、2022年10月1日～2023年3月31日となります。

2023年4月1日以降は電力S Pホームページにて、手引きを公開します。

3. 共架利用いただける電柱

中国NWが所有する電柱で、その共架スペースに当面使用予定の無いものを対象といたします。

共架にあたっては、共架者さまにおいて道路法およびその他関係法令等に基づく占用等の許可を得ていること、ならびに私有地においては、地権者さまの承諾[※]を得ていることが前提となります。

その他の共架利用の条件については、共架契約約款をご確認下さい。

※私有地である場合は、トラブル防止および円滑な共架受付・審査となるよう可否判定申込までに地権者さまへの事前承諾を得るようお願いいたします。

4. 共架申し込み窓口および連絡先（2022年10月3日より受付開始済み）

電柱共架利用のWeb申込・お問合せは、下記へお願いいたします。

(1) 申し込み全般・事前相談に関する連絡窓口

株式会社電力サポート中国 共架受付センター

フリーダイヤル：0120-204-400

FAX番号：082-553-9752

メールアドレス：UKYOUGA@pnet.gr.energia.co.jp

住所：〒730-0037

広島県広島市中区中町8番12号 広島グリーンビル1階

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

(土・日・祝日、5月1日、年末年始を除く)

※今後のサービス向上のために通話を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

(2) ユーポルのシステム操作に関する連絡窓口

NECコールセンター

代表電話：050-2018-3190

メールアドレス：sd_kyouga_cg@mlsig.jp.nec.com

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※お手数ですが、お問い合わせ時には、「ユーポル」に関するお問い合わせである事をお伝え下さい

※お問合せ対応期間は、2022年10月3日～2023年3月31日を予定しています。

※今後のサービス向上のために通話を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

5. ユーポールのご利用について

ユーポールは、インターネット経由で共架申込手続き、申込の進捗状況確認、契約電柱確認等が可能なシステムとなります。

2022年10月以降で既存共架契約が無く、新規登録を希望する共架者さまにおいては、電柱の共架利用およびユーポールのご利用にあたって、電力サポート中国 共架受付センターへの申請および登録手続きが必要となりますので、共架受付センターまでお問合せ願います。

(1) ユーポールログイン先

<https://yupol.kyougua.com>

(2) ユーポール動作環境について

操作可能なブラウザは以下となります。

- ・Google Chrome
- ・Safari
- ・Chromium 版 Microsoft Edge

(3) ユーポール利用に伴うドメイン指定受信設定について

ドメイン指定受信を設定されている場合、メールが届かない場合があります。

ドメイン指定受信の設定に下記（2ドメイン）を追加して下さい（@以下のアドレス）。

pnet.energia.co.jp

pnet.gr.energia.co.jp

(4) ユーポール システム操作マニュアルについて

ユーポールのシステム操作マニュアルについては、中国NWホームページへ掲載しておりますので、ご確認ください。システム操作に関するお問い合わせは、NECコールセンターまでお問合せ願います。

(5) ユーポールにおける申込電柱本数の制限について

ユーポールにおける共架取付申込・共架撤去申込1件あたりの申込電柱（契約電柱）本数の制限は30本までとなります。30本を超過するお申込については、分割して申込をお願いします。

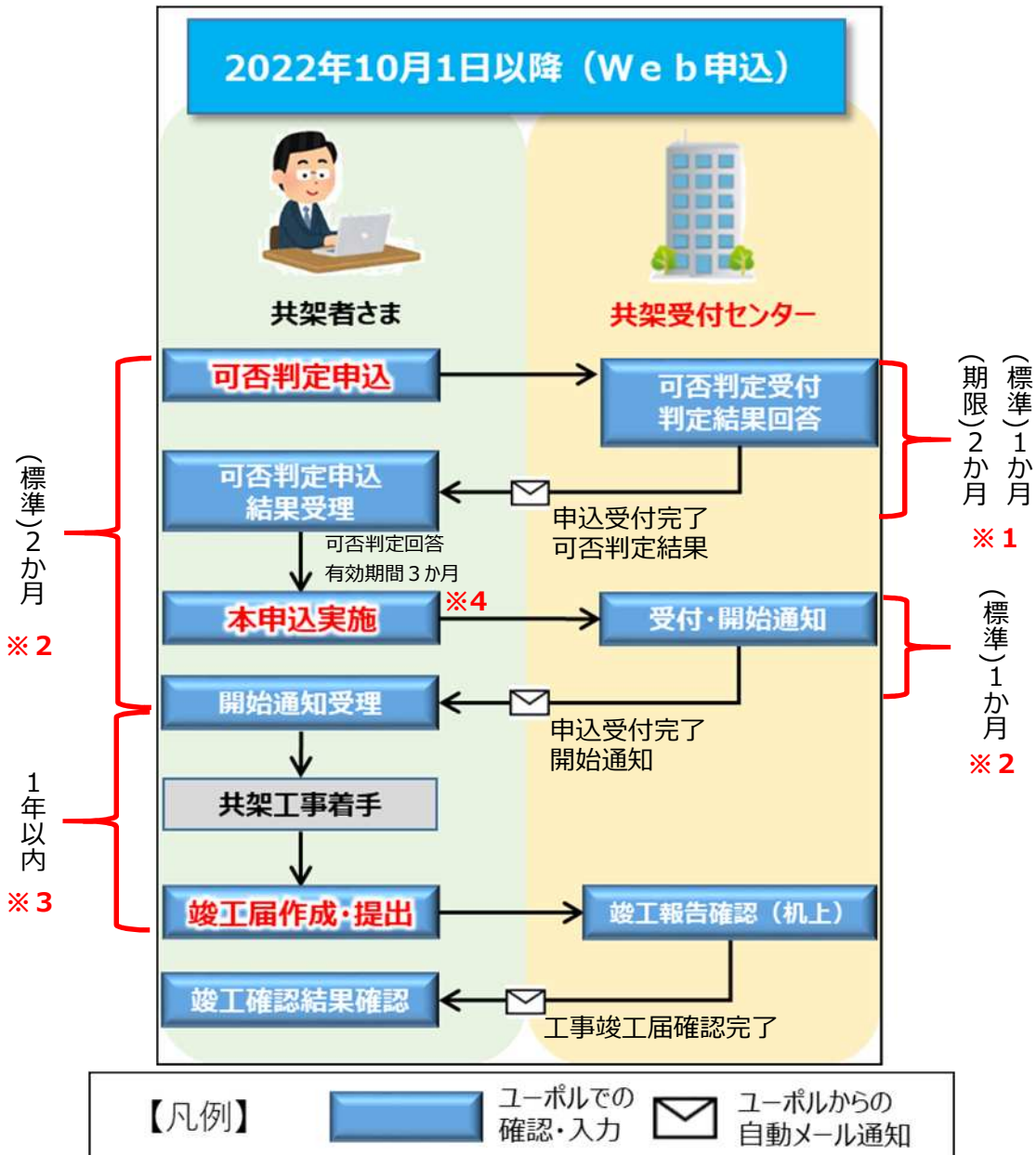
※例：申込電柱100本に対する共架取付申込の場合、25本×4件で分割して可否判定申込みを実施する

(6) 契約電柱の確認について

ユーポールによる共架契約電柱の確認については、「検索—契約電柱検索」にて確認およびCSVファイル出力が可能です。契約電柱一覧のCSVファイル出力が最大10,000件となるため、最大件数を超えるCSVファイルが必要な共架者さまにおいては、お手数ですが中国NWまでご連絡下さい。

6. 電柱共架の利用手続き (Web 申込フロー)

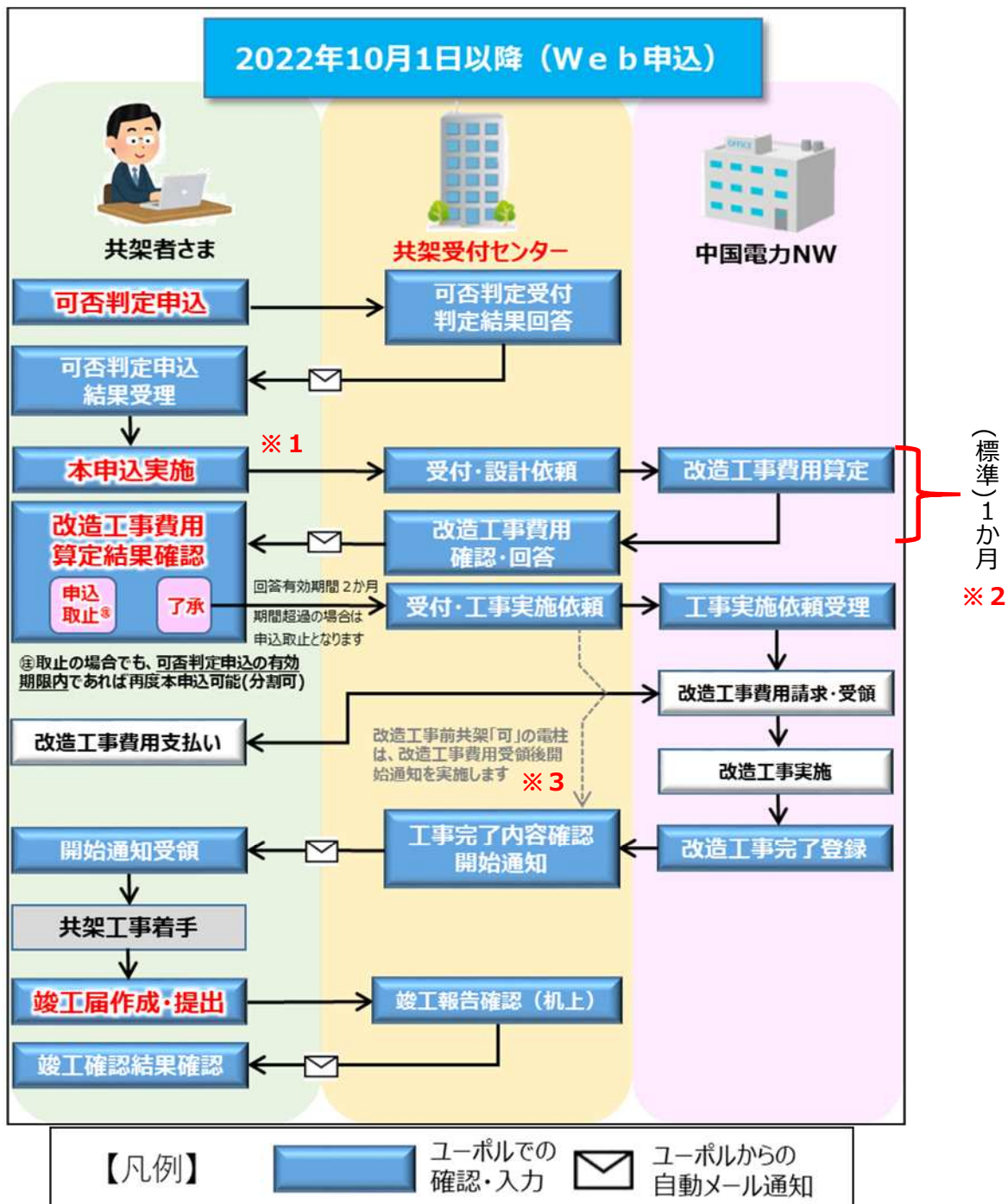
- (1) -1 共架取付申込 (新規・増架・張替) ※条件付き共架可電柱 (改造工事) が無い場合
本申込時に共架可電柱のみを選択のうえ、申込する場合の標準的なフローとなります。



- ※1 申込書類不備による共架者さまとの協議・書類再提出期間を除く。
標準回答期間は申込共架電柱本数100本程度までを想定。
可否判定の回答期限(2か月)を超過する場合は、中国NWより連絡いたします。
- ※2 条件付き可電柱(改造工事)が無い場合の、本申込からの標準回答期間。
- ※3 開始通知受領後、1年以内の竣工報告が必要となります。
- ※4 本申込時に共架電柱の分割申込を実施される場合は、変更ルート図を確認のうえ、可否申込要否(再申込)について協議しますので、共架受付センターへ変更ルート図のメール送付をお願いします(本申込時には、可否判定申込時のルート図の差し替えはできません)。

(1) -2 共架取付申込（新規・増架・張替） ※条件付き共架可電柱（改造工事）を含む場合

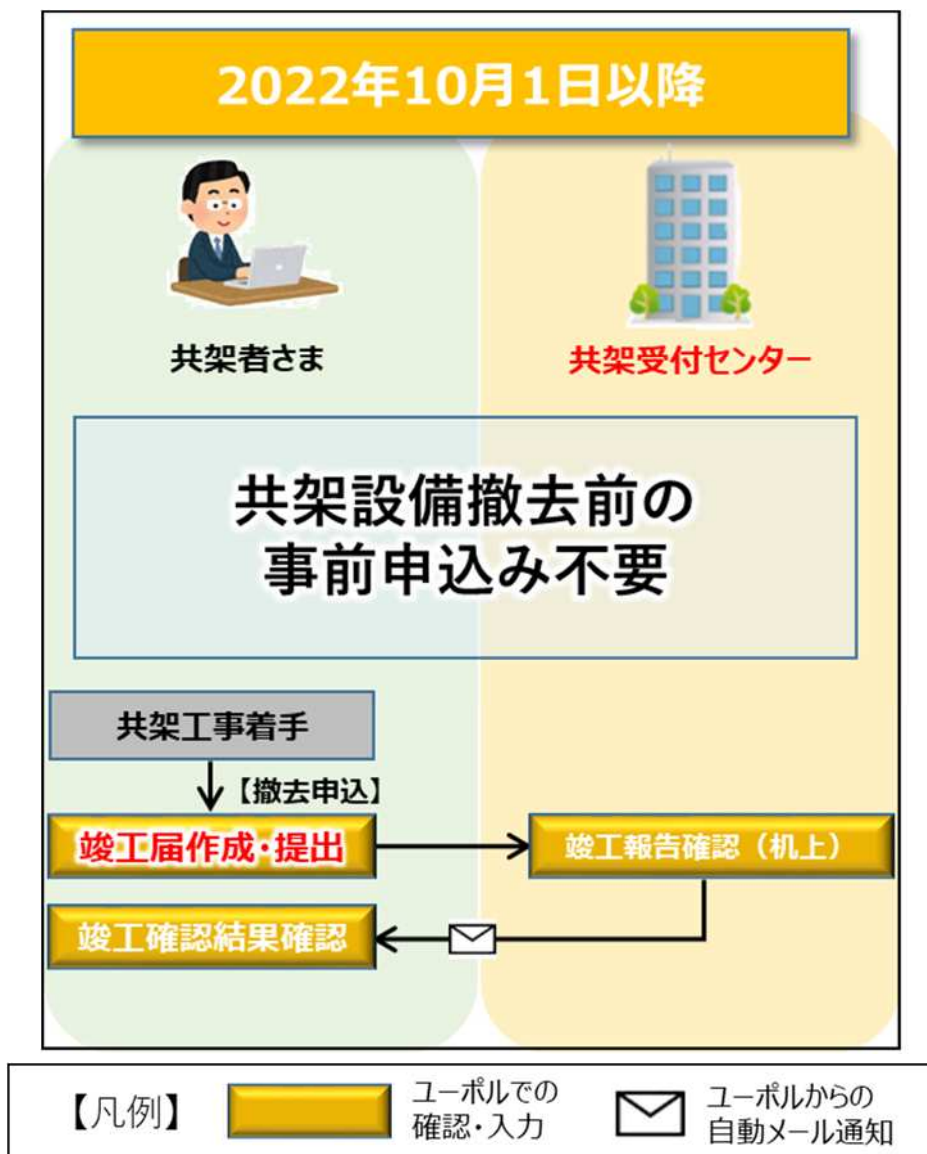
本申込時に、改造工事を実施する事を前提に条件付き共架可電柱を含む電柱を選択（原則分割申込「無」）のうえ、申込する場合の標準的なフローとなります。



- ※1 分割申込「有」とし、共架可電柱のみを本申込する事も可能です。その場合は、1-（1）フローとなり、開始通知までの期間短縮を図る事が可能です。
- ※2 特殊な工事が必要な場合は、算定期間が長くなる場合があります。
- ※3 原則、改造工事前の共架は不可となりますが、中国 NW にて改造工事前共架「可」と回答があった電柱については、改造工事費用の受領確認しだい「開始通知」を実施します。

(2) 共架撤去申込（全部撤去・一部撤去）

共架撤去工事を実施後の撤去申込の標準的なフローとなります。



7. 申し込みに必要な書類

電柱共架利用における、主な申込となる共架取付申込および共架撤去申込に必要な書類は以下のとおりです。その他は、別表1.「共架Webシステム Yupol（ユーポル）に関する申込書類等一覧」および装柱図（指定様式）の記入例を参照下さい。

(1) 線設備（通信線）の共架取付申込の場合（Web申込標準必要資料）

①可否判定申込時（全てPDF形式で登録）

- ・装柱図（指定様式_共架前 電柱番号、電柱全景および共架部分拡大）
- ・ルート図（任意様式） ※張替の場合は、張替前の共架線外径も記載が必要となります。
- ・共架設備仕様書（任意様式）

②本申込実施時

・可否判定申込と同様の資料（可否判定申込からの変更不可[※]）。

※ルート図・共架ケーブルの外径等の諸元変更については、再度可否判定申込が必要となります（本申込時の分割申込に伴うルート変更は事前にご相談下さい）。

③竣工届作成・提出時（装柱図はP D F形式・電柱全景写真はJ P G形式）

・装柱図（**指定様式**_共架前後 電柱全景、共架部分拡大および**電力最接近箇所**^{※1}）

・電柱全景写真（電柱1本毎に共架後の電柱全景写真をユーポルへ登録^{※2}）

※1 電力最接近箇所については、「2.4. 最接近電力設備および離隔距離」を参照下さい。

※2 今後の共架申込受付・審査等を円滑に実施するため、登録をお願いします。

(2) 線設備（通信線）の共架撤去申込の場合（Web申込標準必要資料）

①竣工届作成・提出時[※]

・装柱図（**指定様式**_電柱番号および撤去前後 電柱全景および共架部分拡大）

・電柱全景写真（電柱1本毎に撤去後の電柱全景写真をユーポルへ登録）

※ **撤去申込は竣工後の届出のみとなります。**

共架設備の撤去後は速やかな申込をお願いします

(3) 点設備（機器）の共架取付申込の場合（Web申込標準必要資料）

①可否判定申込時（全てP D F形式で登録）

・装柱図（**指定様式**_電柱番号、共架前 電柱全景および共架部分拡大）

・平面図（任意様式）

・共架設備仕様書【機器設備仕様書・取付要領】（任意様式）

※ **新たな機器共架・防犯カメラの取付については事前協議が必要です。**

②本申込実施時

・可否判定申込と同様の資料（可否判定申込からの変更不可）。

③竣工届作成・提出時（装柱図はP D F形式・電柱全景写真はJ P G形式）

・装柱図（**指定様式**_共架前後 電柱全景および共架部分拡大）

・電柱全景写真（電柱1本毎に共架後の電柱全景写真をユーポルへ登録）

(4) 点設備（機器）の共架撤去申込の場合（Web申込標準必要資料）

①竣工届作成・提出時

・装柱図（**指定様式**_電柱番号および撤去前後 電柱全景および共架部分拡大）

・電柱全景写真（電柱1本毎に撤去後の電柱全景写真をユーポルへ登録）

(5) 訂正申込について

訂正申込（取付および撤去）については、現地の状況と契約電柱が異なる場合に必要な申込となります。申込が必要な場合は、必要書類等を事前協議しますので、中国NWへご連絡下さい。

8. 調査（共架可否判定）の申込から提供の可否の回答までの標準的期間

調査（共架可否判定）申込から提供の可否の回答までの標準的な期間は、約1か月程度となります（共架者さまとの協議・書類再提出期間等を除く、お申込共架柱100本程度までの場合）。

可否の回答が、2か月（共架者さまとの協議・書類再提出期間等を除く）を超過する場合は、その理由を中国NWよりメール等により通知します。

共架可否判定を希望される電柱の本数が300本以上となる場合は、共架受付センターへ事前協議を申し出て下さい。事前協議により、可否判定結果の回答期間等について調整いたします。

（1）共架可否回答※の内容

①可（共架可電柱）

電柱の改造工事は不要であり、共架利用が可能となる電柱。

②条件付可（条件付き共架可電柱）

電柱・支線の改造工事等が必要であり、工事後に共架利用が可能となる電柱。

なお、本申込後に現地調査のうえ、改造工事費用について提示します。現地調査の結果により、「条件付き共架可電柱」から、「共架可」又は「共架不可電柱」へ変更となる場合がありますですので、予めご了承下さい。

<回答理由事例>「条件付可（電柱強度不足のため）」

共架により電柱の強度が不足し、原則電柱建替工事等が必要となる場合の回答例。

電柱建替の改造工事費は、中国NWホームページ記載の「電柱改造工事費の一例公開」を参照して下さい。

③否（共架不可電柱）

「10.電柱共架利用をお断りする条件」のいずれかに該当し、共架利用は不可となる電柱。

※共架可否回答の有効期間は3か月となります。共架可・条件付き共架可の可否判定回答を得た電柱について共架を希望する場合は、可否判定結果回答より3か月以内に本申込を行って下さい。3か月を超過した場合は、再度可否判定申込が必要となります。

9. 調査（共架可否判定）の申込から設備の使用開始までの標準的期間

調査（共架可否判定）の申込から、設備の使用開始までの標準期間は、改造工事が無い場合は、2か月程度となります（可否判定申込回答 標準1か月・本申込による使用開始通知 標準1か月）。

改造工事が必要となる場合は、共架の本申込を受け付けた後に、可否判定回答結果に基づき、現地調査のうえの設計を行いますので、申込の共架電柱が多い場合や、改造工事の規模・停電等調整による必要工事期間により、使用開始期間が大きく異なります。

改造工事がある場合は、過去の実績によると、数本の電柱建替工事を行った場合で3か月以上となります。なお、この期間には、共架者さまが取得する道路占用許可等に要する期間は含まれていません。

10. 電柱の共架利用をお断りする条件

次の事項に該当する場合は、電柱の共架利用をお断りする場合がありますので、ご了承下さい。

ただし、以下の（２）、（３）、（４）のいずれかの場合においては、中国NWの使用予定年度の前年度末までの間の利用申込であって、共架設備の移転に関する計画が確実かつ合理的であると判断できれば、以下の場合に限り設備の提供が可能です。

- ・ご利用開始の予定の日から中国NWの使用、改修、移転又は地中化の予定の事業年度の開始の日までの期間が1年を超える場合
- ・共架者さまからの使用申込の理由が地中化に伴う仮設工事等による一時使用で道路の掘削又はマンホールの恒久的な改造が不要なものに限られる場合

- （１）申し込みいただいた区間に現に空きが無い場合※
- （２）中国NWが5年以内に設備を全て使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
- （３）中国NWの設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- （４）電柱にあつては地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- （５）共架者さまが設置しようとする共架設備が中国NWの技術基準に適合しない場合、又は、技術基準に定めがない場合であつて、当該共架設備を設置することにより、中国NWの建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- （６）共架者さまの責に帰すべき理由により過去に費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- （７）共架者さまが行おうとする共架設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、共架者さま又は中国NWが受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合
- （８）（６）に定めるもののほか、共架者さまの責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行あるいは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- （９）中国NWが行う電気事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合

※（１）に記載の「空きが無い場合」には、以下の理由を含みます。

- ①共架ポイント（スペース）や他共架設備との離隔を確保できない場合
ただし、改造工事により、共架ポイントや離隔を確保する場合は該当しません。
- ②共架申請ケーブル等により、電柱強度等の規定値を超え、中国NWで計画的な建替えが必要となる場合

1 1. 電柱共架の契約期間（貸与期間）

電柱共架の契約期間は、共架契約の締結日から当該年度の末日までとします。ただし、期間満了の30日前までに、中国NWまたは共架者さまから異議申し立てがない場合は、共架契約の有効期限をさらに1年延長します。

1 2. 移転費用負担等

ご利用いただく電柱は、地域のお客さまの事情、または中国NWの設備計画などの理由から、移設あるいは改修工事を行う場合があります。

その場合は、中国NWから連絡いたしますので、共架者さまが所有する共架設備につきましては、共架者さまご自身で迅速に対応していただきますようご協力をお願いいたします。なお、この場合の共架設備の移転費用は共架者さまの負担となります。

1 3. 共架料（電柱の利用料金）について

共架料単価は、表. 共架料の年額単価のとおりです。

表. 共架料の年額単価

項目		単価 (税抜)	
電線施設 〔電柱1本当たりの 条数〕	単独施設	1,200円	
	一束化施設	2事業者間	700円
		3事業者間	600円
		4事業者間	500円
特殊機器 〔電柱1本当たりの 個数〕	小型無線基地局	2,400円	
	防犯カメラ		

※年度途中に新たに共架された場合は、開始通知日の属する月から起算し、月割り計算を行います。

当年度の共架料は原則年一回の後払いとして当年度の3月に請求し、納入期限は3月25日とします。ただし、3月1日以降当年度内に新たに発生した共架料については、別途速やかに請求します。

14. 共架料金の算出根拠

共架料の算出根拠は以下のとおりです。

$$\text{〔設備の再調達価格〕} \times \text{〔維持費率〕} \times \text{〔設備の占有率〕}$$

15. 可否判定費用について

共架のために行う可否判定に係る費用（可否判定費用）は、共架者さまにご負担いただきます。可否判定費用は共架の可否にかかわらず電柱1本当り400円（税抜）とします。なお、可否判定費用は、中国NWが可否判定結果を回答したときをもって発生します。

※中国NWは、可否判定費用を可否判定結果の回答後速やかに請求し、納入期限は別途指定した日とします。

16. 可否判定費用の算出根拠について

可否判定費用の算出根拠は以下のとおりです。

$$\text{〔人件費単価} \times \text{稼働時間〕} + \text{〔機械器具損料等〕}$$

※申請写真による可否判定のため現地調査は実施いたしません。

17. 共架料金単価等の改定について

共架料金単価や可否判定費用単価は、物価変動等により改定することがあります。

18. 改造工事・改造工事費用について

共架をするために必要な電柱強度の確保や最接近電力設備や他の共架物との離隔確保等のために、改造工事が必要となる場合があります。

共架を行うために必要な電柱の改造工事費用（電柱建替・支線取付・設備繰上げ等）は共架者さまのご負担となり、改造工事着手前に全額お支払いいただきます。

可否判定申込時、次の①②に該当する場合、原則共架者さまからのご依頼をお願いします。

- ① 共架ポイント確保（離隔確保）をするために、中国NWの電力設備繰上げ工事が必要となる場合
- ② 共架線の引留箇所や、線路角度5°以上の共架線取付箇所等において、当該電柱へ地支線等を取付希望する場合

共架者さまからの改造工事のご依頼がなく、共架工事が原因で電柱の傾斜等が判明した場合は、可否判定申込・本申込・竣工確認の結果に関わらず、中国NWは必要な改造工事を実施のうえ、改造工事費用を請求致します。

なお、改造工事着手前にお支払いいただく改造工事費用は、その工事規模によって異なりますので、共架者さまの本申込実施後に、現地調査のうえ、改造工事費用を算定し、共架者さまへお知らせします。改造工事費について、ご入金をいただいたのち、中国NWは必要な敷地交渉・占用申請・停電調整等の工事に着手いたします。

しかしながら、工事着手後、稀に工事内容に大きく変更が生じる場合、改造工事費用の増額が必要となる場合又は工事実施が困難となる場合がありますので、ご承知下さい。このような場合は、発生次第、共架者さまと協議または意向確認等のうえ、当初予定を変更して、必要な対応を実施致しますこと、ご承知下さい。

改造工事費用のお支払いに関して共架者さま手続き等で期間を要する場合、中国NWの請求箇所へご相談下さい。

【ユーポル（中国電力NWへの工事希望記入欄）】

中国電力NWへの工事希望	
工事内容	メモ
0	ポイント確保のため 等
無し	
地支線取付	
電力設備繰上げ	
その他	

タブ選択
改造工事希望があれば選択

19. 施設工事および保守ルール

共架設備を敷設する工事の設計、施工及び当該共架設備の保守は、十分な知識および技能を有する工事会社に行っていただきます。

なお、施設工事にあたっては、中国NWホームページ記載の「共架工事における安全上の留意事項―柱上作業時における安全上の留意事項」を確認のうえ工事をお願いします。

20. ケーブルの近接設置等

電柱への共架は、原則 1 共架者さまにつき 1 ポイントとさせていただきますが、過密化した地域では、共架を希望される電柱に対して複数の共架者さまから申込がある場合があります。

新たに共架を希望する電柱に対して既に複数のお客さまが共架されており、新たな共架スペースの確保が困難な場合は、他のお客さまと一束化または近接設置（他のお客さま設備の近傍に設置）について、共架者さま間にて協議していただくようお願いいたします。

21. 他者一束化の手続き等

共架で使用できるスペースの制限などから、他者一束化を希望する共架者さま（以下、「一束化希望共架者」という。）は、あらかじめ一束化する相手方の共架者さま（以下、「相手方共架者」という。）と協議を行い、合意を得ていただきますようお願いいたします。

一束化希望共架者の共架取付申込にあたっては、相手方共架者との合意文書（任意様式）を添付のうえ、申込を行っていただきます（相手方共架者の申し込みは不要）。

なお、一束化希望共架者から、既に設置された共架設備に関してお問合せがあった場合、中国NWより共架者さま名等の情報を回答することを予めご了承下さい。

【参考_ユーポルの申込にあたっての一束化区分名称】

- 単 独：他共架者さまと一束化しない場合（自者一束化はこちらに該当）
- 2者一束化：2共架者さま間で一束化する場合
- 3者一束化：3共架者さま間で一束化する場合
- 4者一束化：4共架者さま間で一束化する場合

※他者一束化を希望される場合は、可否判定申込時より上記の一束化区分にて、可否判定申込をお願いします。合意文書についても申込時にユーポールへご登録願います。

一束化区分が可否判定申込時と本申込時で相違する場合は、再度可否判定申込が必要となりますので、ご留意下さい。

22. 光ファイバを用いた引込線（F T T H）等に係る設備の使用の申込について

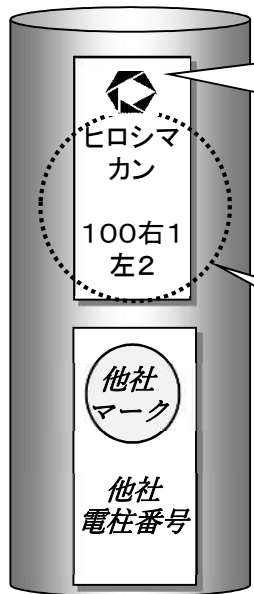
F T T Hの共架申込について条件が合致した場合は、一部申込を省略する事ができます。詳細は中国NWホームページ掲載の「光ファイバを用いた引込線等施設の特別扱いを希望する共架者に対する基本的事項」を参照願います。

2.3. 電柱番号による所有箇所の判断について



共架利用が可能な電柱は中国NWの所有電柱となります。中国NWにおいても、配電柱・通信柱・送電柱の違いにより、電柱番号札の表示が異なる場合があります。

現場での電柱番号の位置や表示により、その所有者や種別が判断可能となりますので、共架者さまの現場調査時にご留意下さい。

【中国NW電柱の電柱番号の確認方法】








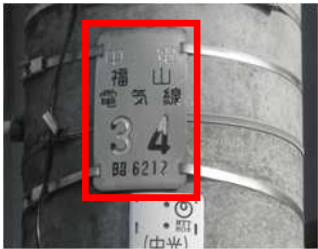
中国電力NW（旧 中国電力）の電柱のマークは3種類あります。

⚡ or  or 

電柱番号
広島幹 100 右 1 左 2 号

※原則、電柱番号札（プレート）が上にある会社が電柱の所有者です。

【写真例（全て中国NW電柱）】

配電柱 電柱番号札	通信柱 電柱番号札	送電柱 電柱番号札
		
 <p>←その他 大型番号札</p>	 <p>←通信と明記</p>	<p>特徴：金属プレート</p> 

2.4. 最接近電力設備および離隔距離

共架申込される共架設備に対して、中国NWとの各電力設備で最も近接する設備を「最接近電力設備」という。共架取付申込においては、最接近電力設備の種別により、確保すべき離隔が変更となるため、線設備（通信設備）の竣工届においては、下図を参考に装柱図（指定様式）へ最接近電力設備と共架設備の離隔が判断できる写真を添付願います。

図. 最接近電力設備との離隔および撮影ポイント（低圧引込線の場合）

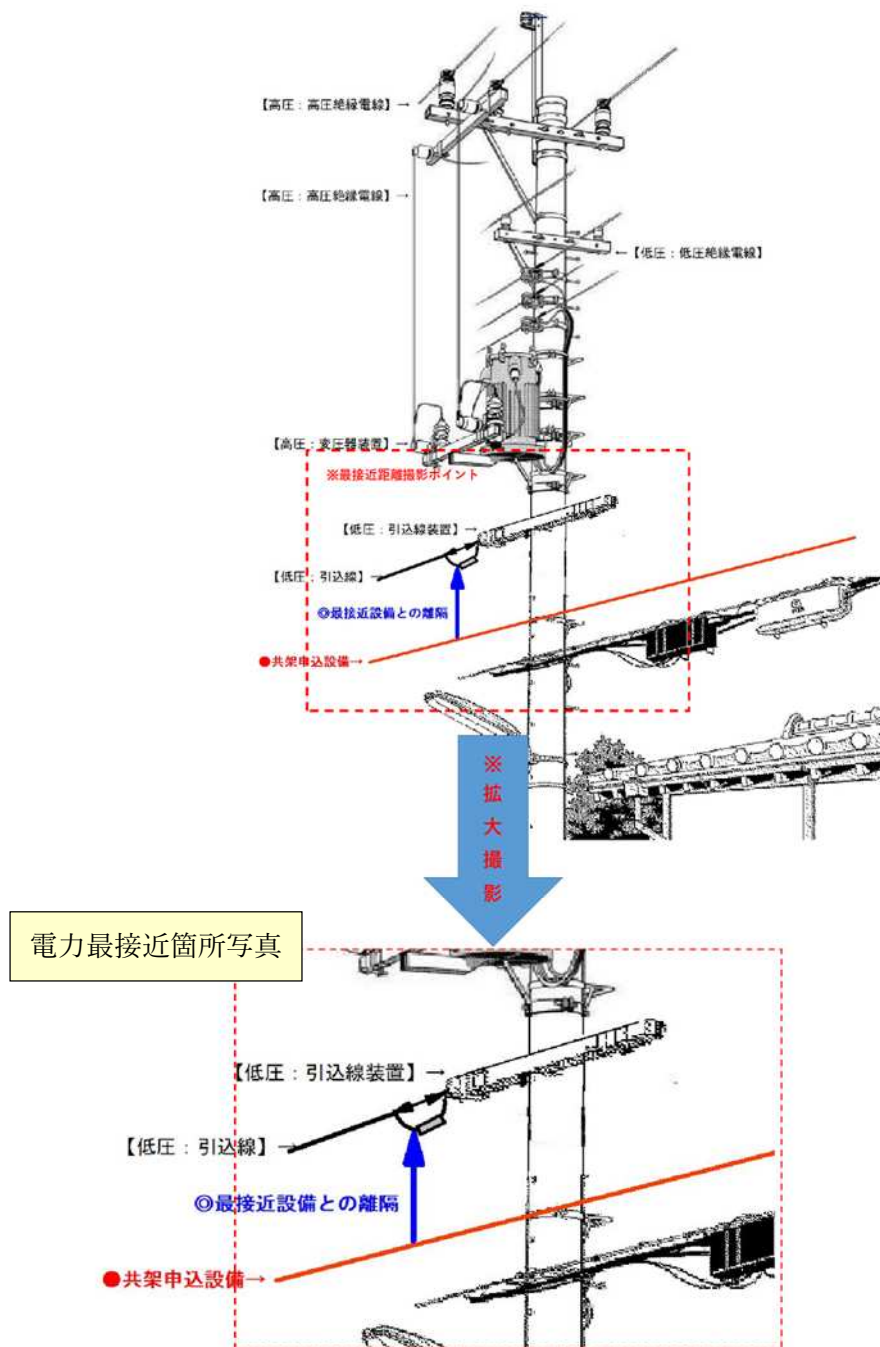
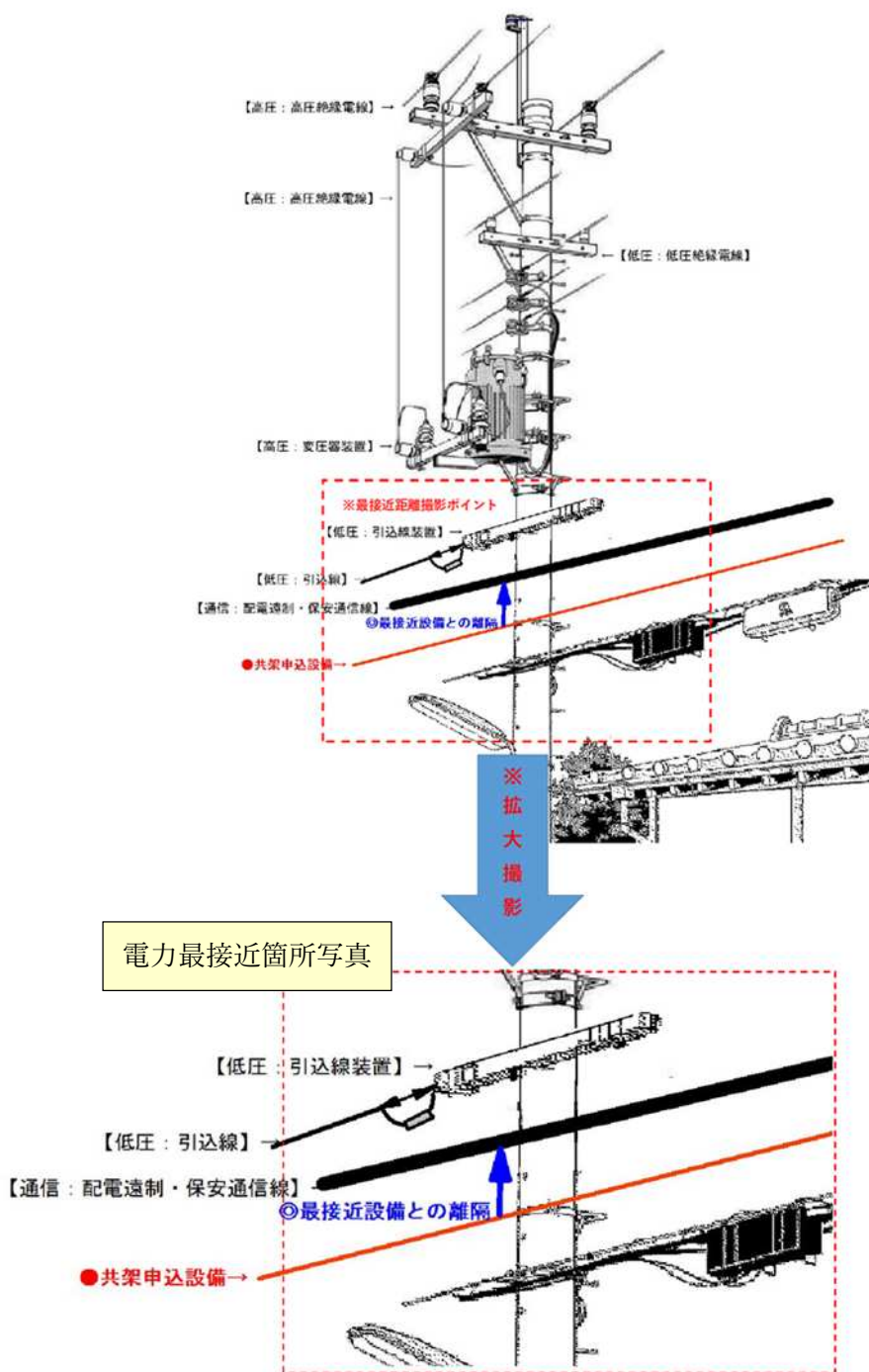


図. 最接近電力設備との離隔および撮影ポイント（配電遠制・保安通信線の場合）



なお、電柱付近だけでなく、径間途中に電力設備と共架設備の最接近箇所がある場合は、竣工届の装柱図（電力線最接近箇所）へ追加して添付をお願いします。

(1) 電力設備との離隔距離（径間途中で同一柱の場合も含む）

最接近電力設備		離隔距離		備考
区分	電圧：電線の種類等			
低圧	高圧絶縁電線	0.30	m以上	注1：中国電力ネットワークの承諾を得た場合は0.6以上 【通信線が告示及び電技解釈（※）に適合する電線である場合には0.30以上】
	特別高圧絶縁電線			
	ケーブル			
	低圧絶縁電線・引込線装置(アームタイを除く)を含む	0.75	m以上(注1)	注2：中国電力ネットワークの承諾を得た場合で通信線が告示及び電技解釈（※）に適合する電線である場合には0.30以上
高圧	ケーブル	0.50	m以上(注2)	注3：中国電力ネットワークの承諾を得た場合は1.0以上 【中国電力ネットワークの承諾を得た場合で通信線が告示及び電技解釈（※）に適合する電線である場合には0.60以上】
	高圧絶縁電線・変圧器装置(アームタイを除く)を含む	1.50	m以上(注3)	
通信	保安通信線等	0.30	m以上(注4)	注4：中国電力ネットワークの承諾を得た場合にはこの限りではない
	配電用遠制ケーブル			

電線は高低圧ともに引込線を含む

- (※) ・(郵政省告示第446号) 低圧絶縁電線と同等以上絶縁耐力を有する電線
 ・(電技解釈第137条第5項) 添架通信用第1種ケーブル若しくは添架通信用第2種ケーブル又は光ファイバとする。

(2) 径間途中での電力設備との離隔距離（交差又は接近（異なる柱の場合））

【有線電気通信設備令施行規則 第10条】

電力設備		離隔距離		備考
電圧	電線の種別			
低圧	高圧強電流絶縁電線	0.30	m以上(注1)	注1：中国電力ネットワークの承諾を得た場合は0.15以上
	特別高圧強電流絶縁電線			
	強電流ケーブル			
	強電流絶縁電線(引込線・引込装置を含む)	0.60	m以上(注2)	注2：中国電力ネットワークの承諾を得た場合は0.30以上(強電流電線が引込線であり、かつ、通信線が告示に適合する場合であつて、中国電力ネットワークの承諾を得たときは0.15以上)
高圧	強電流ケーブル	0.40	m以上	
	高圧強電流絶縁電線	0.80	m以上	
	特別高圧強電流絶縁電線			

(3) ユーポールにおける離隔確認事項のチェックによる離隔距離緩和について

ユーポールのお申込時の離隔の確認事項のチェックにより、離隔距離が緩和されます。

離隔距離の緩和を要望する場合は、確認事項を確認のうえ、承諾（チェック）して下さい。

<ケース①（1. の確認事項を承諾）>

確認事項	
1. 申請者は、通信線と電力設備の離隔距離の緩和を要望する場合、次の事項を確認し、承諾（チェック）してください。	
<input checked="" type="checkbox"/>	離隔距離を緩和しても、通信線の作業者の安全は、申請者の責任において確保する。
<input checked="" type="checkbox"/>	離隔距離を緩和して通信線を架設し、誘導障害が発生した場合は、申請者の責任で改修する。
2. 設置する通信線の種別が以下に該当する場合、チェックを入れてください。 光ファイバケーブルまたは添架通信用第1種ケーブルもしくは添架通信用第2種ケーブル	

1.の確認事項の2つにチェックした場合は「**中国電力ネットワークの承諾を得た場合**」の離隔距離が適用される

最近電力設備		離隔距離	備考
区分	電圧：電線の種別等		
低圧	高圧絶縁電線	0.30	m以上
	特別高圧絶縁電線		
	ケーブル	0.75	m以上(注1)
高圧	低圧絶縁電線・引込線装置(7-ムがを除く)を含む	0.50	m以上(注2)
	ケーブル	1.50	m以上(注3)
通信	高圧絶縁電線・変圧器装置(7-ムがを除く)を含む	0.30	m以上(注4)
	保安通信線等		
	配電用遠隔ケーブル		

電力設備		離隔距離	備考
電圧	電線の種別		
低圧	高圧強電流絶縁電線	0.30	m以上(注1)
	特別高圧強電流絶縁電線		
	強電流ケーブル	0.60	m以上(注2)
高圧	強電流絶縁電線(引込線・引込装置を含む)	0.40	m以上
	強電流ケーブル	0.80	m以上
	高圧強電流絶縁電線		

<ケース②（1. および2. の確認事項を承諾）>

確認事項	
1. 申請者は、通信線と電力設備の離隔距離の緩和を要望する場合、次の事項を確認し、承諾（チェック）してください。	
<input checked="" type="checkbox"/>	離隔距離を緩和しても、通信線の作業者の安全は、申請者の責任において確保する。
<input checked="" type="checkbox"/>	離隔距離を緩和して通信線を架設し、誘導障害が発生した場合は、申請者の責任で改修する。
2. 設置する通信線の種別が以下に該当する場合、チェックを入れてください。 光ファイバケーブルまたは添架通信用第1種ケーブルもしくは添架通信用第2種ケーブル	

1.および2.の確認事項3つにチェックした場合は「**中国電力ネットワークの承諾を得た場合かつ通信線が告示等に適合する場合**」の離隔距離が適用される

最近電力設備		離隔距離	備考
区分	電圧：電線の種別等		
低圧	高圧絶縁電線	0.30	m以上
	特別高圧絶縁電線		
	ケーブル	0.75	m以上(注1)
高圧	低圧絶縁電線・引込線装置(7-ムがを除く)を含む	0.50	m以上(注2)
	ケーブル	1.50	m以上(注3)
通信	高圧絶縁電線・変圧器装置(7-ムがを除く)を含む	0.30	m以上(注4)
	保安通信線等		
	配電用遠隔ケーブル		

電力設備		離隔距離	備考
電圧	電線の種別		
低圧	高圧強電流絶縁電線	0.30	m以上(注1)
	特別高圧強電流絶縁電線		
	強電流ケーブル	0.60	m以上(注2)
高圧	強電流絶縁電線(引込線・引込装置を含む)	0.40	m以上
	強電流ケーブル	0.80	m以上
	高圧強電流絶縁電線		

25. ユーポール 線設備（通信線）の径間入力時の留意事項について

ユーポールにおける径間入力については、クロージャ等起点として、各区間の起点側（契約電柱等の第一電柱側）の共架設備の情報入力をお願いします。

【登録する径間入力（区間）例】

- ・起点（クロージャまたは申込電柱）～申込電柱
- ・申込電柱～隣接電柱（申込電柱又は隣接他社柱[※]等）
- ・申込電柱～終点（クロージャ、申込電柱又は引き込み箇所）

※隣接他社柱へ中国 NW の電柱番号札がある場合は電柱選択画面で検索が可能です。

他社柱である場合は、電柱番号の横へ「★」マークがついています。

	事業所	線路名(線路コード)	電柱番号	電柱区分
○	津山	物見支(G053045)	103	引込柱
○	津山	物見支(G053045)	104	中国 NW 電柱
○	津山	物見支(G053045)	105	本柱
○	津山	物見支(G053045)	106*	★マーク有り
○	津山	物見支(G053045)	107*	他社柱（中国 NW 電柱でない）
○	津山	物見支(G053045)	108*	径間入力画面では検索可能

【ユーポール径間入力例①（起点（クロージャ）～物見支1号～2号～3号、2号～家屋）】

道し 番号	ケーブルルート				共架設備②		最近電力設備との距離③	
	電柱(一)	線路名(一)	電柱番号(一)	電柱区分(一)	ケーブル線種	ケーブル外径(mm)	設備名称	距離距離(m)
1	選択	クロージャ	1	本柱	光ケーブル(幹線...)	17.0	電柱:引込線(真な...	0.60
	選択	物見支(G05304...	001	本柱				
2	選択	物見支(G05304...	001	本柱	光ケーブル(幹線...)	23.0	電柱:引込線(真な...	0.60
	選択	物見支(G05304...	002	本柱				
3	選択	物見支(G05304...	002	本柱	光ケーブル(幹線...)	40.0	電柱:引込線(真な...	0.60
	選択	物見支(G05304...	003	本柱				
4	選択	物見支(G05304...	002	本柱	光ケーブル(幹線...)	40.0	電柱:引込線(真な...	0.60
	選択	ビル	1	本柱				

申込電柱選択 不要

申込電柱選択 必要(増架)

申込電柱選択 必要(新規)

申込電柱選択 必要(新規)

隣接電柱 クロージャ1

増架線 外径17.0mm

新規線 外径23.0mm

新規線(合計) 外径40.0mm

参考_新規線 外径23.0mm

物見支1 新クロージャ 物見支2 物見支3

ビル

参考_新規線 外径17.0mm

ユーポールで入力した起点側（システムにおける電柱(一)側)の新規(増架)線外径を入力願います。

26. ユーポルの申込電柱における共架取付禁止柱・共架取付警告柱の表示について

ユーポールにおける申込電柱選択において、可否判定申込時の円滑化を図るため、一部の電柱についてはあらかじめ共架取付禁止・共架取付警告が設定されています。

禁止柱（赤帯）：電柱への共架取付が禁止されている電柱（選択不可）。

警告柱（黄帯）：電柱への共架取付時に関係各所との調整が必要となる電柱（選択可）。

可否判定申込後に必要な確認・調整を実施するため、各申込時の回答に時間を要する場合があります。また、調整結果により、共架不可となる可能性がありますので、予めご承知のうえ、お申込下さい。

【ユーポール_可否判定申込時の申込電柱選択画面】

	事業所	線路名(線路コード)	電柱番号	電柱区分
<input type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	040	本柱
<input type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	041	本柱
<input type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	041	支線柱
<input type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	042	本柱
<input type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	043	本柱
<input checked="" type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	044	本柱
<input checked="" type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	045	本柱
<input type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	046	本柱
<input type="radio"/>	津山	久米幹(G051800)	047	本柱

【参考_警告柱選択時の警告メッセージ】

警告

選択した電柱に、関係各所との調整が必要となる電柱が含まれております。

そのため、申込受付から、各種回答について時間を要する場合があります。時間を要しても申込を行う場合は、「OK」を選択してください。取止める場合は、「キャンセル」を選択してください。

OK キャンセル

警告柱は警告内容をご理解のうえお申込下さい。

共架警告禁止柱（選択する事ができます）

共架取付禁止柱（選択する事ができません）

禁止柱は申込する事ができません

別表1_共架Webシステム Yupol(ユープール)に関する申込書類等一覧

凡例： ● 提出要、△ 内容次第で必要、--- 提出不要

提出時期	書類名	備考 ※システム登録時は個別に指定する場合を除き、原則PDF形式へ変換のうえ添付をお願いします	様式	提出方法	申請区分									
					線設備(通信線)取付申込 〔新規・増架・張替〕	線設備(通信線)撤去申込 〔一部・全部〕	防犯カメラ取付の事前相談	点設備(機器)取付申込	点設備(機器)撤去申込	共架Webシステムへの登録	請求先・保守会社等の変更・追加	名義変更等(承継)		
1	事前協議	事前協議資料		任意様式	郵送・メール	△	---	●	● 新たな機器の場合	---	---	---	---	---
2	線設備(通信線)共架申込時	装柱図	申込時の装柱に関する情報、写真には取付電線について、赤線等で目印をしてください。	当社様式	システム	●	---	---	---	---	---	---	---	---
3		ルート図	共架電線経路および共架電柱位置・電柱番号・径間距離等を明記してください。	任意様式	システム	●	---	---	---	---	---	---	---	---
4		共架設備仕様書	共架電線の仕様(線種、外径、重量等)がわかる書類をお願いします。メーカーのカタログ等を使用する場合は、該当部分に目印をつけてください。	任意様式	システム	●	---	---	---	---	---	---	---	---
5		一束化協議資料	他の事業者との一束化する場合、一束化が承諾されていることを証する書類として提出してください。	任意様式 ※参考例有	システム	△	---	---	---	---	---	---	---	---
6	線設備(通信線)竣工報告時	装柱図	工事後の装柱に関する情報。写真を追加してください。また、共架電線と電力設備との最接近箇所の離隔がわかる写真について、少なくとも1箇所添付してください。	当社様式	システム	●	● 最接近箇所の写真は不要	---	---	---	---	---	---	---
7		電柱写真(竣工後の全景)	竣工後の全景写真(加工していないもの)をJPG形式で、契約電柱毎に登録してください。	任意様式	システム	●	●	---	---	---	---	---	---	---
8	点設備(機器)共架申込時	装柱図	申込時の装柱に関する情報、写真には取付機器について、目印をしてください。	当社様式	システム	---	---	---	●	---	---	---	---	---
9		平面図	機器の位置・電柱番号を明記してください。	任意様式	システム	---	---	---	●	---	---	---	---	---
10		共架設備仕様書 【機器設備仕様書・取付要領】	機器設備および腕金に関する仕様、電柱への取付方法の詳細がわかる書類を提出してください。	任意様式	システム	---	---	---	●	---	---	---	---	---
11		〔防犯カメラのみ〕※ 取付電柱に関する資料	自立柱等への取付への検討、当該電柱への取付がやむを得ないことが確認できる書類を提出してください。	任意様式	郵送・メール	---	---	●	---	---	---	---	---	---
12	〔防犯カメラのみ〕※ 利用目的確認	防犯カメラが公共の防犯利用目的であることを確認できる書類を提出してください。	任意様式	郵送・メール	---	---	●	---	---	---	---	---	---	---
13	〔防犯カメラのみ〕※ 管理・運用規定	防犯カメラの条例等に沿った管理・運用規程を定めたものを提出してください。	任意様式	郵送・メール	---	---	●	---	---	---	---	---	---	---
14	〔防犯カメラのみ〕※ 取付場所周辺住民等の取付承諾	防犯カメラ取付場所周辺の地域住民、撮影範囲内にある土地建物の所有者等へ承諾を得たことをわかる書類を提出してください。	任意様式	郵送・メール	---	---	●	---	---	---	---	---	---	---
15	点設備(機器)竣工報告時	装柱図	工事後の装柱に関する情報。写真を追加してください。	当社様式	システム	---	---	---	●	●	---	---	---	---
16		電柱写真(竣工後の全景)	竣工後の全景写真(加工していないもの)をJPG形式で、契約電柱毎に登録してください。	任意様式	システム	---	---	---	●	●	---	---	---	---
17	初回申込時 システム登録時 ほか	共架情報登録・変更申込書	契約者・保守会社・請求先等の登録用、保守会社・請求先を追加する場合もこちらを使用ください。	当社様式	郵送	---	---	---	---	---	●	●	△	△
18		承継届出書	共架事業者の事業譲渡、建物譲渡に伴う難視聴施設の譲渡等の理由で、共架設備の全部、または一部を第三者に承継させる場合、提出してください。	当社様式	郵送	---	---	---	---	---	---	---	●	●
19		その他資料	通信事業者およびCATV事業者等については、監督官庁の「登録を受けたこと」または「届出を受理されたこと」の事実を証する書面(例：認定電気通信事業認定証の写等)を提出してください。	監督官庁の定めとあり	郵送・メール	---	---	---	---	---	△	---	△	△

※防犯カメラについては、行政機関による公共の防犯利用目的のものとし、個人もしくは商用利用目的のものはお断りしております。また、自治会等だけが契約者となるお申込みもお断りしております。(共架契約約款 VIII.)